

2025年度版

加入のご案内

(保険期間：2025年11月1日(午後4時)～2026年11月1日(午後4時))

全管連 管工事賠償 補償制度

請負業者特約条項+生産物特約条項+施設所有管理者特約条項セット
(賠償責任保険年間包括契約)



工事中、工事完了後に発生する賠償リスクに対応した
全管連所属員企業の皆さまの保険制度です。

オススメ

「地盤崩壊危険補償特約」
を導入しました!!
(オプション)

詳しくは5pをご覧ください。

目次

- | | |
|------------------|-------------------|
| ● 本制度の概要と特長 … 1 | ● 加入手続き…………… 10 |
| ● 補償内容 …………… 3 | ● 保険のあらまし ……… 12 |
| ● 地盤崩壊危険補償特約 … 5 | ● 万一事故にあわれたら … 裏面 |
| ● 保険金額と掛金 ……… 7 | |

全国管工事業協同組合連合会

<https://zenkanren.jp>



全管連の管工事賠償補償制度 概要と特長

工事遂行中および工事完成・引渡し後に生じた偶然な事故によって通行人や周囲の住民など第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いする保険です。

加えて施設の所有・使用・管理に起因する事故を補償し、所属員企業の皆さまの賠償リスクを総合的に補償します。

管工事賠償補償制度の概要

工事中および工事完成・引渡し後の事故、施設の所有、使用または管理に起因する事故を補償します。

工事・作業の 遂行に 関連する 賠償責任の補償

(請負業者賠償)

工事中の事故



① 建築現場から資材が落下し、
通行人がケガをした

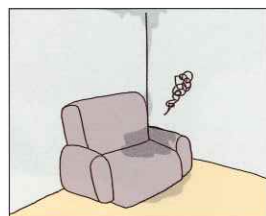


② 子供が作業場内に立ち入り、
穴に落ちてケガをした

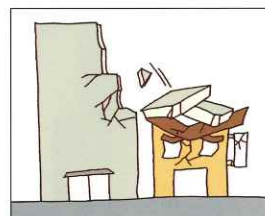
工事完成 引渡しに 関連する 賠償責任の補償

(生産物賠償)

工事完成(引渡し)後の事故



① 配管の設備不良で漏水が発生、
カーペット・家具が汚損した



② 引渡し直後のビルの壁がくず
れ、隣の店舗が壊れた



③ マンホールのふたを閉め忘れた
ため通行人が落ち、ケガをした

施設等に 関連する 賠償責任の補償

(施設所有管理者賠償)

施設(事務所、資材置き場など)を所有、使用、管理に起因する事故



① 自社ビルから、植木(看板)等が
落下し、通行人をケガさせた



② 管理状況が悪く、資材置場に
子供が立ち寄り、ケガをした

発注者責任補償(請負業者賠償)

発注者責任を補償の対象とします。
(交差責任担保追加条項[Both-Way])

工事発注者を被保険者に含め、かつ、加入者と
発注者間に発生する賠償責任を補償の対象とします。

3ページ
参照
▶▶▶

作業対象物補償(請負業者賠償)

工事中および作業遂行中に、
作業の対象物※を損壊したことによる
賠償事故を補償します。

※対象物には受託財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物)
を含みません。

3ページ
参照
▶▶▶

管工事賠償補償制度の特長

特長1

低廉な掛金水準!!

7ページ
参照
▶▶▶

全管連団体契約のスケールメリットを活かした掛金水準です。

(注)以下の保険料はあくまで1例です。引受条件により保険料は大きく異なる可能性があります。

損保ジャパンの汎用商品保険料

給配水管の新規設置工事、完成工事高 2億円

保険期間 1年間
保険金額(自己負担額)
身体賠償 1名につき2億円
1事故につき5億円(10万円)
財物賠償 1事故につき1億円(10万円)
主な特約 交差責任担保追加条項(Both-Way)
作業対象物担保追加条項、漏水担保追加条項

年間保険料 約214万円

本制度の掛金例

給配水管の新規設置工事、完成工事高 2億円

加入タイプ プランI(自己負担額10万円プラン)
保険期間 1年間
保険金額(自己負担額)
身体賠償 1名につき2億円 1事故につき5億円(10万円)
財物賠償 1事故につき1億円(10万円)
主な特約 交差責任担保追加条項(Both-Way)
作業対象物担保追加条項、漏水担保追加条項

年間掛金 約32万円

◎プランII(自己負担額身体0万円・財物3万円プラン)も
選択可能です。
◎掛金に制度運営費が含まれています。

特長2

生産物賠償(工事完成引渡し後の賠償)では、 補償期間の制限なし!!

3ページ
参照
▶▶▶

生産物賠償補償では、保険開始前の工事が原因であっても
保険期間中に発生した事故であれば補償します。

特長3

オススメ 地盤崩壊危険補償特約を導入!!

5ページ
参照
▶▶▶

土地の掘削工事等に伴う土地の沈下、隆起、振動もしくは土砂崩れに起因する
地上の工作物などの損壊を補償します。

特長4

年間包括補償かつ高額補償で、安心!!

7ページ
参照
▶▶▶

年間包括補償なので、すべての工事(下請工事含)が対象です。
また、1事故あたり財物賠償1億円、身体賠償5億円まで高額補償します。

特長5

直近の会計年度(1年間)の完成工事高(百万円単位) より、簡単に掛金算出ができます。

7ページ
参照
▶▶▶

特長6

2025年度から公共工事等入札時の保険加入の証明として発行する「加入証明書」は、ご加入者
ご自身で「Web加入者証閲覧サービス」システム上で、いつでも ①加入証明書の閲覧、②PDFダウンロード、
③印刷を行うことができるよう、利便性向上しました。
ログイン画面URL (<https://membercard-viewing.com/endusers/login?gc=zkr>)



補償内容

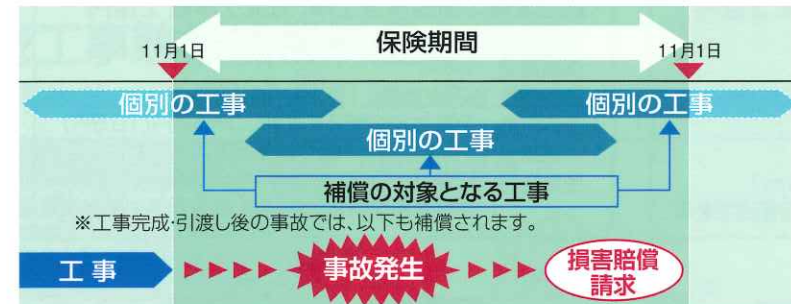
1 対象となる工事

加入企業が取得している許可業種で、日本国内で行われる全ての請負工事

【対象としない工事の設定について】*損保ジャパンの事前の承認が必要です。

⇒一部の工事を除いて加入することも可能です。その場合は除く工事の完成工事高が分かる公的書類の提出が必要になります。

※JV工事(甲型・乙型)は2022年11月1日始期契約から補償対象工事に含めます。対象としない場合は別途設定してください。詳細はP9をご覧ください。



お支払対象
生産物特約では、工事終了引渡し後、保険期間中に賠償事故が発生した場合、保険の対象となります。なお、保険期間開始前の工事が原因であっても、保険期間中に発生した事故であれば保険の対象になります。
保険期間の開始前に発生した事故による損害に対して、保険金をお支払いできません。

2 補償対象とする事故

① 工事中の事故 < 請負業者賠償 >

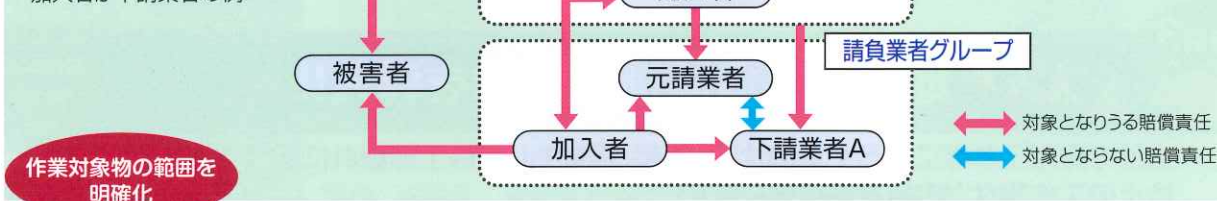
工事遂行中に生じた偶発的な事故によって通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

発注者責任を補償します!

交差責任担保追加条項(Both-Way)

工事発注者を被保険者に含め、かつ、請負業者グループと加入者(加入者の下請業者を含みます。)間の賠償責任について補償します。
(注)元受業者・下請業者、下請業者相互間の事故については対象外です。

【補償対象のイメージ図】
加入者が下請業者の例



工事中および作業遂行中に、作業*の対象物を損壊したことによる賠償事故を補償します。

作業対象物担保追加条項

※作業とは、被保険者またはその下請業者等によって行われる工事・作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
※被保険者が所有する財物や他人から受託している財物(借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。)は対象外です。

② 工事完成後の事故 < 生産物賠償 >

工事完成引き渡し後に、工事の欠陥や不備が原因で発生した事故によって通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。(保険開始前の工事が原因であっても保険期間内に発生した事故であれば補償の対象となります。)

③ 施設(事務所、資材置き場など)の所有・使用または管理に起因する事故 < 施設所有管理者賠償 >

施設・設備等の所有、使用もしくは管理上の事故によって第三者の身体に障害を与えたり、その財物に損害を与えた場合。

3 補償の対象となる方(被保険者)

① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人 ③ 貴社の下請負人 ④ 貴社の下請負人の役員および使用人

※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

●被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 保険金をお支払いする損害

賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は自己負担額を控除した額)を保険金額の範囲内でお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被保険者に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

損害賠償金

身体賠償 … 治療費・休業損失・慰謝料など

財物賠償 … 修理費など(被害にあった財物の時価額をこえない範囲)

被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用/訴訟になった場合の訴訟費用*や弁護士報酬*

※損保ジャパンの事前の承認が必要です。

5 事故の例 (全管連管工事賠償補償制度における過去の事故より)

工事中

下水道工事の際、掘削機を使用していたところ、下水道工事に関係のない、隣に通っていたケーブルを傷つけてしまった。保険金支払額約507万円。

工事完成・引渡し後

○マンションの一戸で給配水管工事を行った。後日、工事部分から水漏れが発生し、工事をした部屋の下の部屋に損害が発生した。保険金支払額約105万円。

○新築工事の配管工事完了後、水濡れが見つかり、工事場所以外の床板等が汚損し損害賠償を受けた。保険金支払額約68万円。

※お支払いは事故の内容・状態により異なります。

6 補償の対象とならない主な事故

- 1 工事業者の故意による事故
- 2 戦争、外国の武力行使、内乱、その他これらに類似の事変または暴動等に起因する事故
- 3 地震、噴火、洪水等の自然変象に起因する事故
- 4 工事業者の従業員、下請負人およびその従業員がその業務に従事中に被った身体障害事故(労災保険の対象となります。)
- 5 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、船舶、航空機に起因する事故。(ただし、工事現場内における建設用工作車は対象となります。)
- 6 (請負賠償補償固有)工事に伴い発生した土地の隆起、沈下、移動、振動、土砂崩れ、土砂の流出入による財物損壊事故(地盤崩壊危険補償特約を付帯しない場合)、または地下水の増減
- 7 エレベーター・エスカレーターの所有・使用・管理に起因する事故
- 8 (生産物賠償補償固有)仕事の瑕疵(かし)に基づく仕事の目的物の損壊自体の賠償責任。仕事の目的物の一部の瑕疵による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。その仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取り壊しもしくは解体による賠償責任を含みます。
- 9 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する事故。(請負賠償補償固有)「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、以下の①から②に限定されています。 ①被保険者が所有する財物 ②被保険者が他人から受託している財物(借りている財物、支給された財物、保管している財物などの受託物をいいます。)
- 10 法律的な賠償責任が認められない事故
- 11 サイバー攻撃により生じた事故に起因する損害

など

地盤崩壊危険補償特約

基本契約で補償対象外となる地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う地盤崩壊による賠償事故を補償します。

ご加入者(被保険者)が行う地下工事、基礎工事または、土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する場合にご加入者(被保険者)が被る損害に対して保険金をお支払いします。

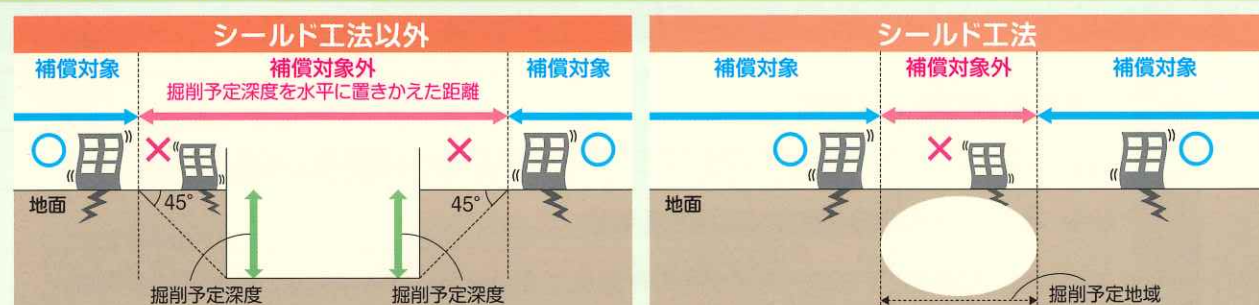
- 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)その収容物もしくは土地の損壊

1 対象となる主な工事、対象とならない主な工事

対象となる 主な工事	ビル工事・機械、装置、鋼構造物の据付または組立工事・道路工事・鉄道工事・構梁工事・トンネル工事(沈埋トンネル工事を除きます。) 地下鉄工事・上下水道工事・地下街、地下駐車場等の大規模掘削工事・土地造成工事・河川工事(漁業権侵害、滅失、き損もしくは汚損に起因する損害を除きます。)
対象とならない 主な工事	ダム工事・砂防工事・海岸工事・港湾工事・沈埋トンネル工事・埋立工事

2 プランと保険金額

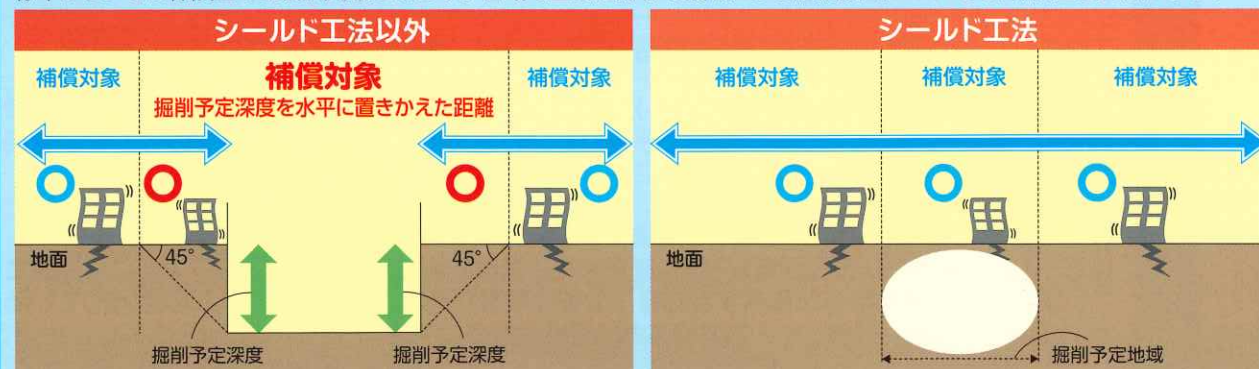
標準プラン(45度免責有プラン)



財物賠償	1事故 2,000万円	保険期間中 4,000万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき	5万円

充実プラン(45度免責無プラン)

標準プランでは保険金のお支払対象とならない区域で生じた財物の損壊による賠償損害についても、保険金を支払います。



財物賠償	1事故、保険期間中通算	2,000万円
免責金額(自己負担額)	1事故につき	5万円

地盤崩壊危険補償特約の加入方法

1 地盤崩壊危険補償特約は「年間包括契約方式」と「1工事契約方式」の2パターンからお選びいただけます

(1) 年間包括契約方式

管工事賠償補償制度と同時に地盤崩壊危険補償特約にご加入いただきます。



(2) 1工事契約方式

管工事賠償補償制度にご加入いただき、土地の掘削にかかる工事は1工事契約にご加入いただきます。



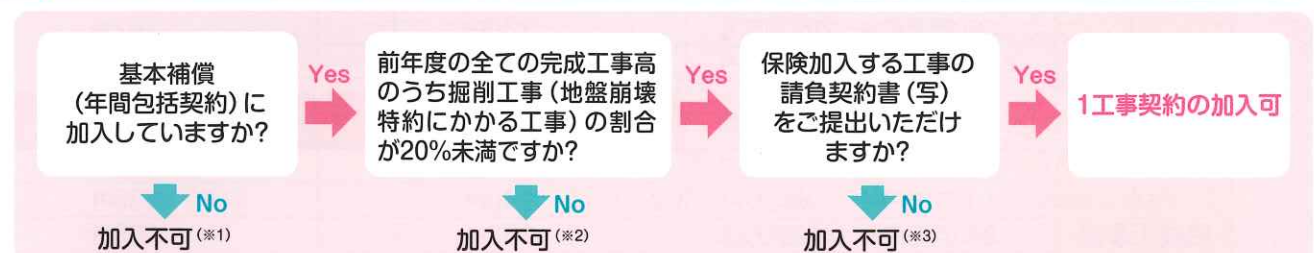
2 年間包括契約方式と1工事契約方式の違い

	年間包括契約方式	1工事契約方式
保険期間	1年	工事期間 (毎月1日付・1ヶ月単位での契約)
掛金算出の基礎数値	全ての完成工事高	工事毎の請負金額
掛金のお支払方法	口座引落	現金振込
手続き	ご契約時のお手続きのみ	工事毎にお手続きが必要

3 ご加入の条件

	年間包括契約方式	1工事契約方式
条件	条件なし (全所属員企業にご加入いただけます)	以下の条件を満たす事業者 ●基本補償(年間包括契約)に加入している所属員企業 ●前年度の全ての完成工事高のうち掘削工事(地盤崩壊特約にかかる工事)の割合が20%未満の所属員企業(※) ※経営規模等評価結果通知書・決算書・請負契約書等で確認してください。 ●請負契約書(写)を提出できること。

4 1工事契約加入確認の流れ



※1 基本補償(年間包括契約)への加入が必須となっています。

※2 年間包括契約方式として加入してください。

※3 必須資料になるためご提出をお願いします。

保険金額と掛金

1 保険期間

2025年11月1日午後4時～2026年11月1日午後4時

○中途加入の場合は加入月の翌月1日午前0時から2026年11月1日午後4時までとなります。

(※) 11月1日付で新規に加入された場合には、保険始期日11月1日午前0時から補償を開始します。

2 基本補償の保険金額

『工事中の事故』『工事完成引渡し後の事故』『施設の所有・使用または管理に起因する事故』は、下表を限度に補償されます。

基本補償	身体賠償	財物賠償
工事中の事故(請負賠償補償)	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
工事完成後の事故(生産物賠償補償)	1名 2億円 1事故・期間中 5億円	1事故・期間中 1億円
施設の所有・使用または管理に起因する事故(施設所有管理者賠償補償)	1名 2億円 1事故 5億円	1事故 1億円
自動セットしている主な特約	【請 賠】交差責任担保追加条項(Both-Way)、作業対象物担保追加条項 【施設賠】漏水担保追加条項	

オプション(1) 被害者対応費用担保追加条項

保険の対象となる事故が発生し、第三者が身体障害もしくは財物損壊を被った場合に、被保険者が慣習として支払う見舞金、見舞品購入費用または対物臨時費用を補償します。

保険金額・自己負担額 (自己負担額: 0万円)

支払限度額			
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
	対物見舞費用	死亡以外の場合	2万円
保険期間中	1,000万円		

オプション(2) 事故対応特別費用担保追加条項 (除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用)

保険金が支払われる損害賠償請求が提起された場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合、被保険者がその対処のために支出した以下の費用(*1)を支払います。

保険金額・自己負担額
保険期間中 1,000万円 (自己負担額: 0万円)

(*1) お支払いの対象となる費用
・事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等
(初期対応費用)
・応訴のために緊急に要する人件費・交通費などの費用
・裁判所等に提出する文書作成費用等(訴訟対応費用)

3 掛金

ご加入タイプ(自己負担額)と月額掛金率

基本補償の月額掛金率

完成工事高	プランI 自己負担額 身体賠償 10万円 財物賠償 10万円		プランII 自己負担額 身体賠償 0万円 財物賠償 3万円	
	100万円～ 999万円	1000万円～ 9999万円	100万円～ 999万円	1000万円～ 9999万円
100万円～ 999万円	132円	232円	132円	232円
1000万円～ 9999万円	131円	215円	131円	215円
10000万円～ 99999万円	129円	177円	129円	177円
100000万円～ 999999万円	126円	142円	126円	142円
1000000万円～ 9999999万円	119円	132円	119円	132円

オプションを1つセットした場合の月額掛金率
(被害者対応費用担保追加条項または事故対応特別費用担保追加条項のいずれかをセット)

完成工事高	プランI 自己負担額 身体賠償 10万円 財物賠償 10万円		プランII 自己負担額 身体賠償 0万円 財物賠償 3万円	
	100万円～ 999万円	1000万円～ 9999万円	100万円～ 999万円	1000万円～ 9999万円
100万円～ 999万円	137円	240円	137円	240円
1000万円～ 9999万円	136円	222円	136円	222円
10000万円～ 99999万円	133円	183円	133円	183円
100000万円～ 999999万円	130円	147円	130円	147円
1000000万円～ 9999999万円	123円	137円	123円	137円

オプションを2つセットした場合の月額掛金率

完成工事高	プランI 自己負担額 身体賠償 10万円 財物賠償 10万円		プランII 自己負担額 身体賠償 0万円 財物賠償 3万円	
	100万円～ 999万円	1000万円～ 9999万円	100万円～ 999万円	1000万円～ 9999万円
100万円～ 999万円	141円	248円	141円	248円
1000万円～ 9999万円	140円	230円	140円	230円
10000万円～ 99999万円	138円	189円	138円	189円
100000万円～ 999999万円	135円	152円	135円	152円
1000000万円～ 9999999万円	127円	141円	127円	141円

* 完成工事高2,000百万円以上の場合は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

年間包括契約方式 地盤崩壊危険補償特約の月額掛金(例)

1年間の完成工事高	標準プラン(45度免責有)	充実プラン(45度免責無)
5千万円	2,960円	5,670円
1億円	5,920円	11,340円
2億円	11,830円	22,660円
3億円	17,750円	34,000円
5億円	26,670円	51,050円

月額掛金 算出の方法

●必ず、直近会計年度(1年間)の完成工事高(百万円)に基づき掛金を算出してください。

○ご加入の際には、直近の決算資料等の完成工事高がわかる資料を提出していただきます。この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は直近の会計年度における保険料算出基礎完成工事高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。ただし、保険料が1,000万円超となる場合は確定精算が必要となります。

基本補償

●ご希望のタイプを選択のうえ、以下の計算式で掛金を算出してください。

$$\left[\begin{array}{c} \text{完成工事高(百万円)} \\ \text{(10円未満四捨五入、10円単位)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基本補償の月額掛金率} \\ \text{(10円未満四捨五入、10円単位)} \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{地盤崩壊危険補償特約の月額掛金} \\ \text{※地盤崩壊危険補償特約を付帯する場合} \end{array} = \text{月額掛金} \text{円}$$

※直近会計年度(1年間)の完成工事高が10百万円未満の場合は完成工事高を10百万円として計算してください。

※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。)その為、引落後後の返金はできません。

事故(保険金の支払い)があった場合の掛金

事故(保険金の支払い)があった場合は、上記月額掛金に30%の割増がかかる場合があります。

また事故(保険金の支払い)が3件以上あった場合は、全管連にて協議を行い、次年度以降の更改を見合わせる可能性を含め、お引受条件を変更させていただく場合がありますこと、予めご了承ください。

1 工事契約方式 地盤崩壊危険補償特約

保険金額

基本補償	身体賠償	財物賠償	自己負担額
【1工事契約の主契約】 工事中の事故(請負賠償補償)	1名 2千万円 1事故 2千万円	1事故 2千万円	①身体賠償10万円 財物賠償10万円 ②身体賠償0万円 財物賠償3万円
地盤崩壊危険補償特約	—	標準プランの場合 1事故 2千万円 期間中 4千万円	5万円
		充実プランの場合 1事故 2千万円 期間中 2千万円	

保険期間

請負契約の工事開始日から完成引渡し時までとなります。

(保険始期は毎月1日付で、保険開始日の午前0時から、終期は保険期間の満了日の午後4時までとなります。ただし、保険期間の開始は加入依頼書一式のご提出・掛金のお振込みが完了してからとなります。)

※工期が延長となる場合は、変更後の請負契約書をご提出願います。

1工事の掛金(例)

1工事の請負金額	標準プラン(45度免責有)	充実プラン(45度免責無)
1千万円	17,040円	29,880円
3千万円	51,270円	89,670円
5千万円	85,380円	149,340円
1億円	170,340円	298,260円

※工事期間3か月、1工事契約主契約の自己負担額を10万円で試算しています。 ※工事毎の掛金は取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

●お支払いいただく掛金

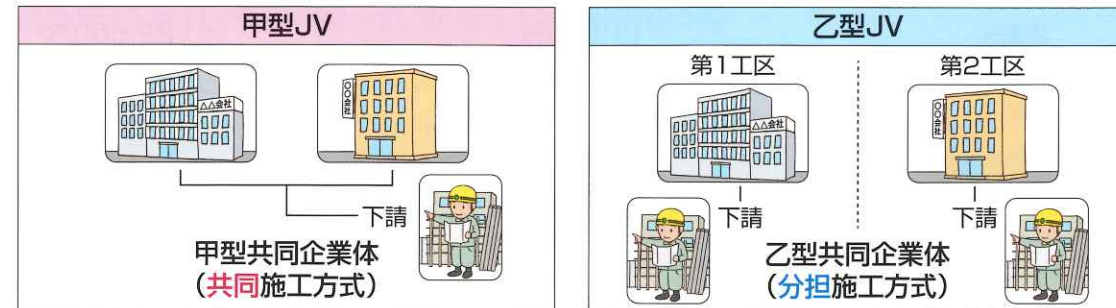
上記の「1工事の掛金(例)」に別途「管工賠本体(基本補償:年間包括契約)」の掛金をお支払いいただきます。

※掛金には、保険料の他に、制度運営費(掛金の約30%相当)が含まれています。(制度運営費はこの補償制度の運営上必要な費用に充当するための費用です。)その為、引落後後の返金はできません。

ジョイントベンチャー工事 (JV工事) の取扱

①対象となる工事

甲型JV：構成員は出資割合に応じて資金・人員・機材等を供与し施工する。
乙型JV：各構成員が工事を分割し、それぞれの分担工事分を施工する。



②補償の対象となる方(被保険者)

- ①貴社(記名被保険者) ②貴社の役員および使用人 ③貴社の下請負人 ④貴社の下請負人の役員および使用人
⑤他の構成員(共同企業体を構成する記名被保険者以外の者)
※⑤は甲型JVのみ被保険者になります。

③ご契約時の注意点

完成工事高にJV工事の完成工事高を含めて申告してください。
※JV工事を含めない場合は「対象としない工事を設定する場合の確認用紙」を提出してください。
詳細は取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

④お支払いする保険金

甲型JVの場合

②記載の補償の対象となる方(被保険者)が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

計算式 お支払いする保険金 = (損害賠償金 - 免責金額) × 出資割合

事 案	
お支払い例	①自社が起した事故の場合 プランⅠに加入中で自社出資割合(責任分担割合)が30%の場合 工事中に自社従業員が手を滑らせてしまい工具を落とした。 工具が通行人に当たりケガをさせた。治療費100万円。
	②他の構成員(他社)が起した事故の場合 プランⅡに加入中で自社出資割合(責任分担割合)が20%の場合 工事中に他社従業員がコンボ操作中にお客様の車両と接触。 全損となり弁償。車両価格500万円
	お支払いする保険金 27万円 (100万円-10万円)×30%
	お支払いする保険金 99.4万円 (500万円-3万円)×20%

甲型JV工事全体が補償対象となりますが、事故の際はご加入者の甲型JV(共同施工方式)における出資比率を乗じた額を保険金としてお支払いします。
※請負業者特約条項のみ補償します。生産物特約条項・施設所有管理者特約条項は補償対象外です。

乙型JVの場合

②記載の補償の対象となる方(被保険者)が施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。

⑤保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。
詳細は取扱代理店・損保ジャパンにお問い合わせください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書およびその他これに類する書類(注) (注)事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、罹災証明書、盗難届出証明書 等
(3) 損害または費用の発生を確認する書類	復旧工事見積書、復旧工事の工程表(写)、復旧工事出面表(写)、請負工事の工程表(写)、作業日報(写)、リース契約書(または納品書)(写)、損害が生じた物の全体像および被害箇所・被害の程度のわかる写真、残存物取片づけ費用・原状復旧費用・航空物輸送運賃に関する領収書・明細書 等
(4) 保険の対象および工事の内容を確認する書類	請負工事契約書(写)、JVの場合にはJV協定書(写)、工事概要書・仕様書(写)、請負工事金額内訳書(写)、実行予算書(写)、請負工事の工程表(写)、作業日報(写)、工事設計時図面、固定資産台帳・取得時の領収書・売買契約書等(写)、保険の対象を撮影した写真 等

加入手続き

1. 申込手続き

新規・中途・継続加入共通

専用の「全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店または損保ジャパンに渡してください。預金口座振替依頼書には金融機関お届け印を押印ください。

必要書類

- 全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書 ● 預金口座振替依頼書(注)
(注) 新規加入または継続加入で金融機関に変更のある場合は「預金口座振替依頼書」を提出してください。

2. 掛金の払込方法

掛金は指定する金融機関口座より毎月引き落としします。
補償開始月の22日(休日の場合は翌営業日)より引き落とし開始となります。

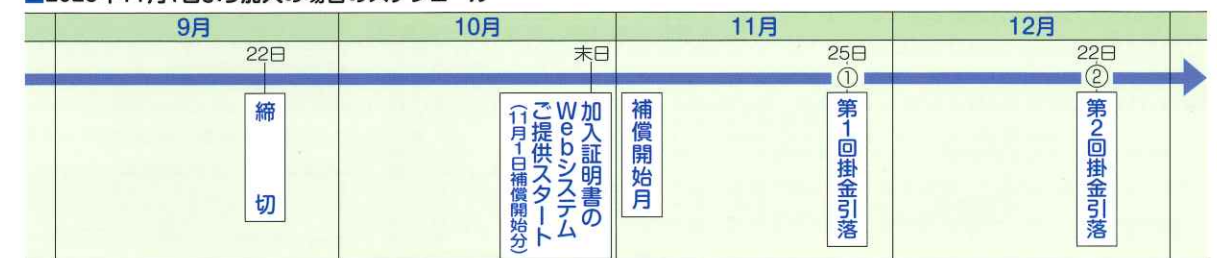
※引落が出来なかった場合(資金不足等の場合)は、翌月に再度引落の請求をいたします。2か月連続で引落が出来なかった場合は最初に引落できなかった月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。

3. 申込締切日

損保ジャパン必着の期限となります。

- (1) 2025年11月1日 補償開始の場合：2025年9月22日
(2) 中途加入の場合：補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)
(3) 変更・脱退の場合：変更月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

2025年11月1日より加入の場合のスケジュール



1. 申込手続き

専用の「全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書(1工事契約用)」にて申込みください。記入・押印しましたら取扱代理店または損保ジャパンに渡してください。

必要書類

- 全管連・管工事賠償補償制度 加入依頼書(1工事契約用) ● 請負契約書(写)

2. 掛金の払込方法

掛金は以下の口座へお振込みをお願いします。

振込先口座	みずほ銀行 池袋支店 普通 2886763
	名義 全国管工事業協同組合連合会

● 補償開始前月25日(※)までにお振込みください。※25日が土日祝日の場合は前営業日

● 振込手数料はご加入者にご負担いただきます。

3. 申込締切日

損保ジャパン必着の期限となります。

補償開始月の前月15日(土日祝日の場合は前営業日)

12月1日より加入の場合のスケジュール



全額損金処理(※)できます。※今後、法改定により変更になる可能性があります。
また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。